

**物 価 高 騰 に 対 す る
市 民 ・ 事 業 者 支 援 の 内 容
(令和8年度:7月補正分)**

令和8年7月16日現在

穴 栗 市

生活者支援

支援策の名称	食のセーフティネット事業支援補助金	
支援の概要	穴栗市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施している「食のセーフティネット事業」において、光熱費や食料品価格等の物価高騰の影響を受け、支援を必要とするひとり親世帯などの生活困窮世帯が増加しています。このことから、社会福祉協議会に対し事業に要する費用の一部を助成することで、物価高騰等の影響を強く受ける生活困窮世帯や子ども食堂等に対し必要な食の提供が行えるよう支援を行います。	
対象となる方	社会福祉協議会	
支援の内容	社会福祉協議会が生活困窮者支援の一環として実施する「食のセーフティネット事業」を支援する。 ◇食のセーフティネット事業について （１）制度の概要 物価高騰により生活に困窮している世帯や子ども食堂などに対し、食のセーフティネット事業を通じて食品・食材を提供することで生命の維持・生活の安定を図る。 （２）支援対象者 ①生活困窮世帯 次の条件を満たす方 ・穴栗市に居住されている方 ・物価高騰により金銭的に困窮している方 ・生活困窮自立支援制度の自立支援機関等と十分連絡調整を行い、制度や支援策につながる方又はつながる可能性がある方 ・その他、社会福祉協議会会長が必要と認めた方 ②市内の子ども食堂	
手続き	社会福祉協議会へ直接ご相談ください。	
お問い合わせ	穴栗市社会福祉協議会 0790-72-8787	健康福祉部 社会福祉課 0790-63-3067

事業者支援

支援策の名称	収益力向上支援事業
支援の概要	市内事業者に対して、生産性や収益力の向上及びDX推進に資する取り組みを支援することで、企業体力の増強を図り、賃上げに向けた環境整備を後押しします。
対象となる方	次のいずれにも該当する事業者 ①市内に事業所(本店)を有する中小企業者等で、収益力向上支援事業にかかる事業計画を作成し、宍粟市商工会の確認を受け、その計画を的確に遂行するに足る能力を有するもの ②市税等を滞納していないもの ③宍粟市暴力団排除条例(平成24年宍粟市条例第4号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないもの
支援の内容	1. 補助対象事業 次のいずれにも該当する事業が対象です。 ①生産性や収益力の向上及びDX推進に資する設備投資、販路開拓、商品・サービス開発、システム導入等に係る市内で行われる前向きな取り組みで、将来的な賃上げに向けた企業体力の増強を図るもの ②経費の使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できるもの ③補助対象期間中に納品、支払い、事業実施が完了するもの ④証拠書類等によって支払金額等事業明細が確認できるもの 2. 補助対象経費の例 ・機械装置等の購入費 ・システム等構築費 ・展示会等出展費 ・専門家謝金 ・調査、情報収集及び販路開拓のための旅費 ・雑役務費(臨時雇用又は派遣費) ・その他事業目的の遂行に必要なもの 3. 補助金の額 ・補助対象経費の合計額の3分の2の額とし、100万円を上限とします。 4. 補助対象期間 ・交付決定後から、令和9年2月1日(月)まで (納品、経費の支払いが、2月1日までに完了すること)
手続き	1. 申請受付期間 ・令和8年7月21日(火)～令和8年8月17日(月) 2. 必要書類 ①収益力向上支援事業 補助金等交付申請書 ②収益力向上支援事業計画書 ※商工会の確認印が必要 ③誓約・同意書 ④役員等名簿(※申請者が法人の場合のみ) ⑤市税及び国民健康保険税の完納証明書 ⑥各種収納済証明書 ⑦見積金額の根拠が分かる資料(見積書、カタログ等の写し) ⑧その他、市が指示する書類等 3. その他 ・申請にかかる必要書類等については、市ホームページでご確認いただくか、下記までお問合せください。
お問い合わせ	産業部 商工観光課 0790-63-3127